

三宅村営住宅 入居者随時募集のご案内

募集戸数
3 戸

○申込受付期間

令和6年6月10日(月)から

入居者決定まで

1 募集する住宅(募集戸数: 3戸)

団地名	所在地	規格	戸数	月額使用料(参考値) ※入居者の収入により増減	構造
焼場団地	神着 276 番地	1DK	1戸	9,900～	2階
下錆第六団地	阿古 810 番地 1	1DK	1戸	14,100～	2階
二島第二団地 2号棟	阿古 568 番地 2	2DK	1戸	9,900～	2階

2 入居資格 ※申込日現在、次の(1)～(6)の全てにあてはまることが条件です。

(1) 三宅村に住所又は勤務先を有する方。

※1 勤務先を有する方の場合、入居後、確実に住民票を入居住宅へ異動できる方に限る。

(2) 世帯の合計収入基準が月額259,000円以下の方。

※2 収入基準の対象期間は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間。

※3 計算方法の詳細は、別添「認定収入月額算定方法について」を参照のこと。

(3) 現に、住宅に困窮していることが明らかな方。

※4 原則として、自宅を所有している方は入居資格がありません。

(4) 村税等を滞納していない方。

※5 「村税等」とは、現住所地における個人住民税(都道府県税・市区町村税)、固定資産税、軽自動車税、自動車税、国民健康保険税等の地方税、保育料や保険料、水道使用料等の各種使用料・手数料等を指します。

※6 入居にあたり現住所地の市区町村へ滞納・収納状況を調査いたします。

(5) 地域や団地の自治活動に協力できる方。

(6) 入居した場合、月額使用料を口座振替(七島信用組合 または、ゆうちょ銀行)でお支払できる方。

※その他、村営住宅の賃貸借契約にあたり、保証人1名が必要です。

3 入居申込の方法

- (1) 必要事項を記入した「村営住宅入居申込書」に、次の書類を添付の上、「申込書の受付窓口」(下の4参照)へ提出して下さい。

①住民票

- 申請者及び同居を希望する親族等の入居を希望する者全員分の住民票
(同居希望者に婚約者がいる場合はその方も含む、ただし下の(2)を添付のこと。)
- 記載事項は、本籍・筆頭者並びに世帯主との続柄を記載したもの。
(住民票コードや個人番号(マイナンバー)は記載せず、省略したもの。)

②所得証明書

- ・現住所地の市区町村の税務担当部署で発行された令和5年度(令和4年分)の所得証明書(入居を希望する者全員分)。

※現住所地の市区町村の税務担当部署へ所得証明書を依頼したにもかかわらず、「住民税の情報がないため発行できない」との回答を受けられた場合は、速やかに「住民税申告」を行った上で所得証明書を発行してもらってください。なお、入居決定により住宅への入居後は、毎年、家賃の算定にあたり収入状況の確認を行いますので、必ず税務署への「所得税の確定申告」または市区町村への「住民税申告」を行っていただきますようお願いいたします。

③納税証明書

- ・現住所地の市区町村の税務担当部署で発行されたもの。
- ※対象となる税目は、上の「2 入居資格(4)」を証明できるものです。

④内定通知書(現在三宅村に住民票がない方)

- ・申し込み現在三宅村に住民票がない方は、島内で勤務先を証明するものとして内定通知書、採用証明書、またはそれに代わるもの。

- (2) 婚約中の方は「婚約証明書」を添付して下さい。
- (3) 入居を希望する者の中に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は、「障害者手帳」の写しを添付して下さい。

※提出していただいた申請書・その他添付書類については、当選・落選に関係無く、返却いたしませんので、ご了承ください。

※申込みは、1世帯につき1通のみです。1世帯で重複申込みをした場合や同一人の氏名を2通以上の申込書に記入した場合は(同居親族欄に記入しているものを含む)、その世帯に関するすべての申込みが無効となりますので、ご注意ください。

4 申込書の受付窓口

- ・三宅村役場臨時庁舎(地域整備課 環境整備係)
- ※臨時庁舎にお越しの際は、1階窓口にて「村営住宅入居申込み」の旨をお伝えください。

5 申込書の受付期限

- ・令和6年6月10日(月)から入居者決定まで

6 入居者の決定

申込書に記載された現住所へ入居決定等(応募者多数による抽選の場合は、抽選日等に関する通知)の書類を送付いたします。

※応募者多数により、募集戸数を超えた場合は、三宅村営住宅使用条例第8条に基づき決定します。なお、応募状況及び当選に関するお問い合わせは一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。(当選・落選・抽選等に関するお知らせは、送付にて通知いたしますので、三宅村からの送付物は、必ず受け取れるようしておいてください。)

7 入居決定後の手続きについて(参考)

入居決定の通知を受理した後、速やかに三宅村役場地域整備課にて入居の手続きを進めてください。その際は、下記の書類を準備していただくことになります。

- ①住宅保証金(住宅使用料の2ヶ月分)の領収書(写し) ※三宅村発行の納付書による。
- ②請書「貸借契約書」3部 ※本人と連帯保証人の署名・押印(印鑑登録証明と同一)が必要。
- ③連帯保証人の「印鑑証明書」 ※発行日は、②請書の契約日から3カ月以内のもの
- ④連帯保証人の「所得証明書」 ※令和6年度(令和5年分)のもの
※入居にあたり**連帯保証人1名が必要**となります。
※連帯保証人の要件(一緒に入居される方は連帯保証人になることはできません)。
 - ・入居者とは別に、独立の生計を営む者。
 - ・保証人の所得が、入居者と同じ又はそれ以上の収入がある者。
- ⑤金融機関での口座振替申込書の控え
 - ・七島信用組合の場合:「預金口座振替依頼書」
 - ・ゆうちょ銀行の場合:「自動払込利用申込書」

8 入居時期

原則として、入居手続き完了後、三宅村営住宅担当と現地立会い(平日:要調整)を行った後、入居が可能となります。

※ただし、住宅により入居日を調整させていただく場合がございます。

9 住宅使用料以外に入居者の負担となる費用について

①入居者負担となる工事

- ・テレビアンテナ取付工事(衛星放送視聴用アンテナ設置工事を含む)
- ・インターネット回線・光回線接続工事
※三宅村からの貸与されるIP告知端末の設置・使用にあたっては、入居後すみやかに三宅村企画財政課へ「IP告知端末貸与等申請書」を提出してください。
- ・固定電話回線設置工事
- ・照明機器設置工事(電灯交換などを含む)
※居間及び部屋には照明器具はございませんので、各自にてご用意下さい。
- ・ガスメーター設置工事
※ガステーブル・コンロについては付属されていませんので、各自にてご用意下さい。
※ただし、上で掲げた各工事は団地によっては対象にならないものも含まれています。

②軽微な設置・修理・修繕又は清掃は使用者の負担で行って下さい。

※公営住宅法に基づき収入に応じた家賃計算となり、民間賃貸住宅に比べ家賃が低廉化されております。また、修繕費用部分の家賃は含まれておりませんので、その点をご理解いただいた上で、入居いただきますようお願いいたします。

③団地自治会等へ支払う費用(団地共益費等)

これは、同じ団地に入居している全員で維持管理を行い、その費用を団地入居者の代表者などを通して入居者全員で支払う費用となります。

(1) 共同施設・共用部分に係る使用料金

※具体的には、居住する団地に係る街路灯・階段灯・廊下灯、給水施設及び浄化槽、その他共同施設の電気及び水道料金等になります。

(2) (1)で掲げた各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

(3) その他、団地自治会等が決定した維持管理に要する費用

※例えば、団地敷地内の草刈りにおいて使用した草刈機・刈払機に係る燃料代等

④住宅退去時において、入居者の使い方が原因により室内の修繕が必要となった際においては、修繕費用を負担して頂くこととなります。

10 その他

・村営住宅では、犬・猫等の飼育はできません。

・村営住宅の入居者募集に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

(ただし、入居希望先の応募状況に関するお問い合わせは、一切お受けできません。)

【村営住宅入居者募集の問い合わせ先・申込書送付先】

〒100-1212

東京都三宅島三宅村阿古497番地

三宅村役場 地域整備課 村営住宅担当 宛

電話 04994-5-0938